

【 耐震設計・耐震改修補助金 】 手続きの流れ

※交付申請は11月30日まで ※完了報告は2月末まで（最終期限）

※補助金の交付決定前に契約、着手されたものは、補助金の交付はできませんのでご注意ください。

- 昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた木造住宅
- ①事前相談 ○耐震診断結果の評点が「1.0」未満
○現に居住しているもの又はこれから居住しようとするもの
○補助対象建築物を所有する個人で直近の課税所得金額が5,070,000円未満の方

②補助金交付申請書の提出（様式第1号） 必要書類を添えて交付申請書を提出してください。

約1週間

補助金交付決定通知書の送付（様式第4号同封）

③耐震改修計画の作成 着手届の提出（様式第4号）

交付決定通知書が届きましたら、改修計画の作成しに着手し、着手届を提出してください。

④耐震改修計画に係る書類の提出 耐震改修協議書の提出（様式第9号）

耐震改修工事前に提出してください。内容の協議後、工事の着手となります。

町及び府との協議

⑤耐震改修工事中間検査申請書の提出（様式第10号） 必要書類を添えて交付申請書を提出してください。

⑥耐震改修工事中間検査の実施

中間検査合格証の送付

⑦完了報告書の提出（様式第13号）

工事完了後、必要書類を添えて速やかに報告書を提出してください。

約1週間

補助金交付確定通知書の送付（様式第15号同封）

⑧補助金交付請求書の提出（様式第15号）

交付額確定通知書が届きましたら、必要事項を記入、押印のうえ請求書を提出してください。

通知文書の送付

⑨補助金のお支払い